

(別紙2)

令和6年度（令和5年度からの繰越分）地域における介護現場の
生産性向上普及推進事業実施要綱

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、介護テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上を推進していく必要がある。

他方で、中小事業者が単独で取組を行うのはマンパワーや費用面から難しいといった課題があることから、中小事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を普及させるため、地域でのまとまりをもった取組や優良事例の横展開に対する支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 対象となる事業所・施設等

介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）

4 事業内容

(1) 地域全体における生産性向上に係る取組の普及・推進

ア 面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

都道府県等が主導して、地域における複数の介護事業所に対して、テクノロジーの導入やそれに必要な人材育成の研修を実施することにより、地域のモデルとなる施設の育成や複数の介護事業所による生産性向上の取組の推進を図るとともに、当該モデル事業所や都道府県による好事例の横展開などの普及を通じて、介護事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を実施する。

(ア) 対象経費

介護事業所に対する導入支援やそれに伴う研修によるモデル施設の育成や複数の介護事業所による生産性向上の取組から好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、必要となる費用を対象とする。

- i 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入に必要な経費
(対象となる介護ロボット及び ICT 等については、原則として、別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱4（1）、（2）及び（3）で定める対象経費を準用するが、これによりがたい場合は厚生労働省に協議すること。)
- ii テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修に必要な経費
- iii 業務コンサルタントの活用に必要な経費
- iv 好事例集の作成に必要な経費
- v その他本事業に必要と認められる経費

(イ) 補助額

1モデルあたり2,000万円を補助額とし、対象とする介護事業所数に制限はないが、1都道府県あたり3モデルを上限とする。

(ウ) 都道府県における横展開

都道府県は事業の成果を取りまとめ、地域の介護事業所の取組に活用できるようホームページ等で公表するとともに、介護事業所を対象とした研修会等や事業者団体等と連携した取組の横展開を行うこと。あわせて、介護業界のイメージ改善及びその他に関する事業の取組成果についても同様に横展開を行うこととする。

(エ) その他

- ・ 地域のモデル施設は、業務効率化に取り組む地域の先進モデルとして、業務に支障がない範囲で、他の介護事業所等からの見学の受入れや他の介護事業所に対する業務改善に関する助言等を実施する。
- ・ 実施にあたっては「介護施設における生産性向上に資するパイロット事業（自治体向け手引き）」を参考にする。

イ ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携の活用促進を図るため、都道府県や市区町村がモデル地域を決めた上で、実際にケアプランデータ連携システムによるデータ連携を行う介護事業所（少なくとも居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所をそれぞれ1ずつ含む）で構成されるケアプランデータ連携グループを構築するとともに、当該モデル事業所や都道府県による好事例の横展開などの普及を通じて、介護事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を実施する。

(ア) 対象経費

ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域の決定から、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所に対するケアプランデータ連携グループの構築、好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、モデル地域づくりに必要となる以下の費用を対象とする。

- i ケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費（対象となるICT等については、原則として、別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱で定める対象経費を準用するが、これによりがたい場合は厚生労働省に協議すること。）
- ii ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費
- iii 業務コンサルタントの活用に必要な経費
- iv タイムスタディ調査、ヒアリング調査等に必要な経費
- v 好事例集の作成に必要な経費
- vi その他本事業に必要なと認められる経費

(イ) 補助額

1モデルあたり上限850万円を補助額とし、対象とする介護事業所数に制限はないが、1都道府県あたり5モデルを上限とする。

(ウ) 都道府県における横展開

都道府県は事業の成果を取りまとめ、地域の介護事業所の取組に活用できるようホームページ等で公表するとともに、介護事業所を対象とした研修会や事業者団体等と連携した取組の横展開を行うこと。あわせて、介護業界のイメージ改善及びその他に関する事業の取組成果についても同様に横展開を行うこととする。

(エ) その他

- ・ モデル地域の規模は、市区町村内に1～2ヵ所程度が想定されるが地域の実態に応じて設定すること。
- ・ 市区町村がモデル地域の運営主体となる場合、都道府県が市区町村に対して運営に必要な補助金を交付することも可能であるため、本事業の実施にあたっては、都道府県と市区町村間で適宜連携すること。
- ・ 事業実施にあたっては、国民健康保険中央会が開催した「地方公共団体向けケアプランデータ連携活用セミナー 地域でのデータ連携による負担軽減に向けて～いま自治体の皆様に考えてほしいこと～」（令和5年12月6日実施）のオンデマンド動画や資料を参考にすること。

5 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

(1) 「面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業」における業務改善計画の作成・報告

ア 業務改善計画の作成

4(1)アの補助を受ける介護事業所は、業務改善計画を作成するものとし、申請先の都道府県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に当該計画を提出する。具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボット等、ICT等を導入する事業者については、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

イ 業務改善効果の報告

4(1)アの補助を受けた事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、申請先の都道府県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に業務改善効果等を報告するものとし、補助を受けた年度から3年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認できるまで報告を求めることとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

(2) 「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業」における計画の

作成・報告

4 (1) イの補助を受ける介護事業所は、5 (1) ア及びイに準じて、計画の作成及び報告を行うことを推奨する。

6 事業実施にあたっての留意事項

(1) 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。

(2) デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムである「jGrants」(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) の活用や様式の簡略化等、介護事業所の負担軽減を図るよう留意する。

※ jGrants を利用して介護事業所が申請する場合には、デジタル庁が運用する法人・個人事業主向け共通認証システムの「G ビズ ID」が必要となる。「G ビズ ID」は、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始される予定である「電子申請・届出システム」でも利用される。介護事業所の負担軽減や地方公共団体の事務負担軽減の観点から、「電子申請・届出システム」の早期利用開始についてもご検討いただきたい。